第2回高架下利用等審議会議事概要

- 1. 日 時 平成19年7月13日(金)14:00~16:00
- 2. 場 所 独立行政法人日本高速道路保有·債務返済機構 会議室
- 3. 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり

4. 審議会の概要

(1) 高架下利用等審議会の審議事項について

事務局より、審議事項について、従前の高架下利用計画の策定に関する事項に加え、特定連結路附属地における利便増進施設の占用許可に関する事項及び高速道路利便施設等の連結許可に関する事項を追加したことについて説明。委員からの意見及び事務局の見解は、以下のとおり。

(委員)特定連結路附属地における利便増進施設と高速道路利便施設は、いずれも 収益施設でありながら、道路区域内と道路区域外に所在することについて、使い 分けができているとの理解でよいか。

(事務局) 利便増進施設は、インターチェンジ周辺の道路区域内の土地 (特定連結路附属地) における占用制度上の施設をいい、高速道路利便施設は、高速道路に接する道路区域外の土地における連結制度上の施設をいい、使い分けられている。

(2) 高速道路利便施設等の連結許可に関する審議について 事務局より、高速道路利便施設等の連結許可に係る事業計画(案)について説明。 委員からの主な意見及び事務局の見解は、以下のとおり。

(委員)事業計画は、(案)とされているが、審議会において何を決定し、審議会後にどのような変更が生じるのか。

(事務局)審議会においては、事業計画(案)に記載する連結予定者、連結の位置、連結の形態及び連結予定施設などを踏まえて、連結許可の可否等について審議して頂くものである。審議会の時点においては、概略設計による事業計画(案)であるため、今後の詳細検討において、内装、駐車枡数などの軽微な変更が生じる場合があり得る。

(委員) 申出者が施設を所有し、営業はテナントが賃借して行う前提であるが、許可に際しテナントの制限などがあるのか。

(事務局) 道路関係法令上、テナントの制限は設けられていない。

(委員)事業の収支及び資金計画については、維持管理及び運営費を具体的にする とともに、審査対象期間の考え方について整理すべき。

(委員) 収益性等の審査及び評価については、申出者の全事業なのか個別プロジェクト毎なのかを明確にすべき。

(事務局)事業の収支、資金計画の詳細及びその審査対象期間並びに収益性等の審査及び評価の方法については、事務局において整理することとする。

(委員)都市計画上又は開発行為等に関する法令等の制限及びその適合については、 事業計画(案)に反映すべき。

(事務局) 今回の審議事案は、都市計画上の制限や建築関係法令との適合を関係する行政との協議を行い、了解が得られている。次回以降、法令との適合や開発上の留意点等については、資料として添付することとする。

(委員)連結することが、高速道路トータルとして利便向上につながるかどうかに ついて、審査項目に追加すべき。

(事務局)ご指摘の内容については、次回以降、審査結果の記述において記載することとする。

(3) 高架下利用計画案に関する審議について 事務局より、高架下利用計画(案)について説明。

(4) その他

委員から今後の審議会の運営に関し、自動車駐車場による高架下利用等の定型的な事案については、別の審議方法を考えるべきとの提案があり、会長から、自動車駐車場による高架下利用等の定型的な事案については、会長が事務局から事前に内容を確認した上で、会合を開くことなく持ち回りにより運営することとしたい旨を諮り、異議なく決定された。

(5) 以上の結果、高速道路利便施設等の連結に係る事業計画3件及び高架下利用計画4件については、事務局案どおり了承された。

以上